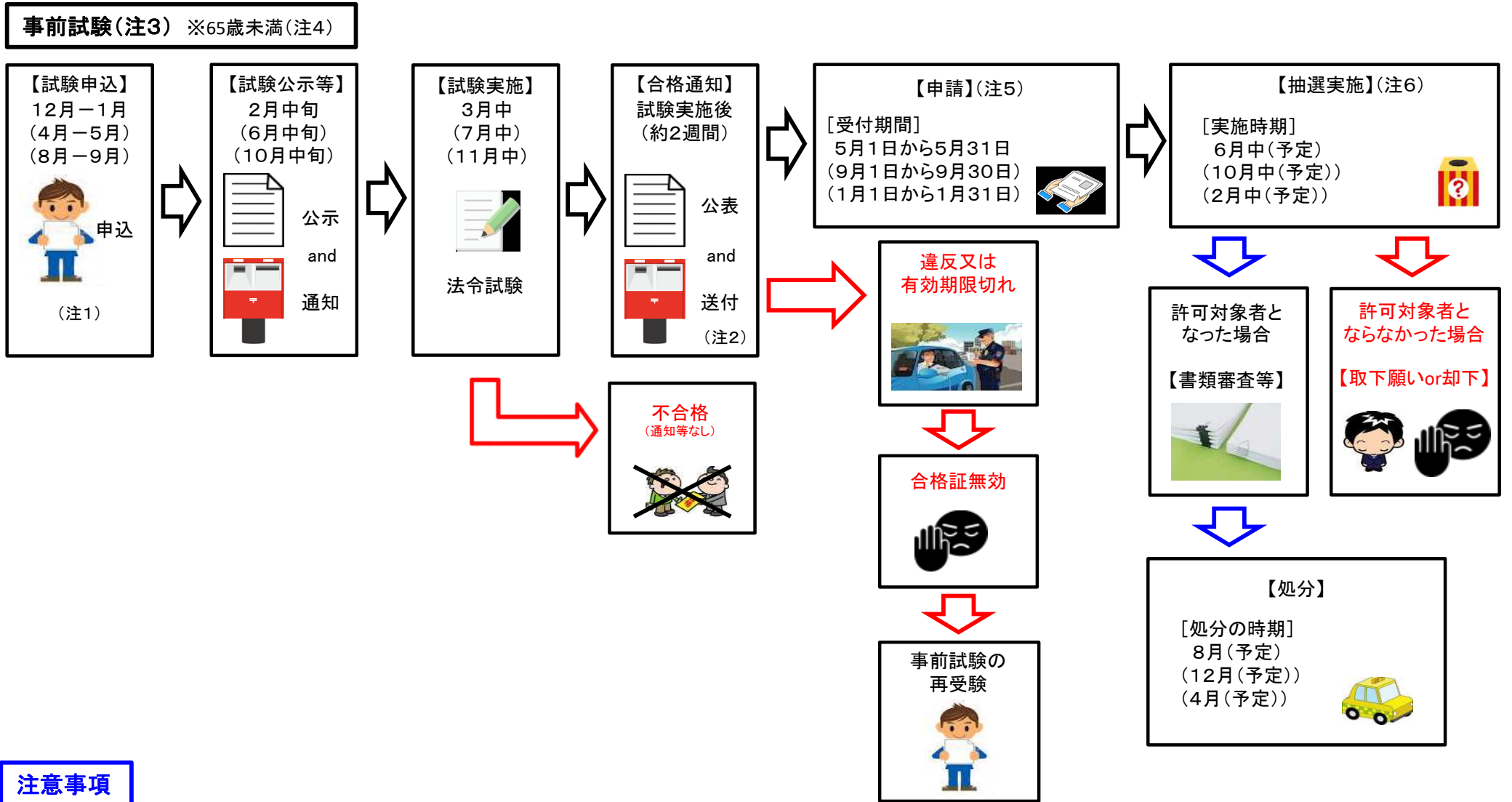


# 個人タクシーの申請等の流れについて(特例新規許可申請※R10年度まで)



## 注意事項

- (注1)平成14年1月18日付け制定 近運旅二公示第6号「個人タクシー事業の許可等に係る試験の実施について」のⅡ. 事前試験 1. 受験者の資格要件(3)は、平成14年1月18日付け制定 近運旅二公示第3号「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」Ⅰ. 3. 運転経歴等に適合していることが受験の資格要件です。
- (注2)毎年4月中旬に 令和4年3月31日制定 近運自二公示第34号「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の 許可の特例的な取扱いについて」3. 及び4. の規定により算出した各年度の新規許可枠を営業区域毎に公示します(※令和10年度まで)。
- (注3)特例新規許可申請については、事前試験に合格した者のみ申請を行うことができます。
- (注4)個人タクシー合格証の有効期限は最大2年とし、合格時点(公表等)で63歳に至っている方は有効期限が2年未満となります。
- (注5)申請受付期間のうち、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が新規許可枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行いません。
- (注6)申請件数が毎年度4月に公示した各営業区域の新規許可枠を上回った場合には、くじ引きにより許可対象者を決定します。